

特定健康診査を受診しましょう

特定健康診査（以下「特定健診」）は、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見・予防を目的とした健診です。

健康状態を把握するためにも1年に1回は、必ず特定健診を受診しましょう。

特定健診受診券を5月末にご自宅へ郵送しています！

【送付対象者】

令和7年4月1日時点で認定されている、40歳以上75歳未満の者

- ・被扶養者
- ・任意継続組合員（被扶養者含む）

【費用】全額共済組合が負担するため、**無料**

【予約方法】特定健診を実施している検査機関に受診者本人が予約

【検査内容】

・腹囲測定 ・身体測定 ・血圧測定 ・採血 ・検尿 ・問診

※特定健診の結果、特定保健指導に該当した場合は、必ず受けましょう。

（特定保健指導の費用は、無料です。対象者へは、後日案内文書を委託業者の「くまもと研究支援研究所」から送付します。）

| 特定健康診査受診券(セット券) | | 交付 |
|-----------------|---------------|------------|
| 受診券管理番号 | | |
| 受診者の氏名 | 性別 | 生年月日 |
| 有効期限 | | |
| 届出内容 | | |
| 届出での自己負担 | 受診料(保険適用外) | 検査料(保険適用外) |
| | その他(保険適用) | その他(保険適用) |
| 保険者の所在地 | 高崎県高崎市神楽町台場3号 | |
| 保険者番号・支所 | 高崎県高崎市神楽町台場3号 | |
| 保険者電話番号 | 027420418 | |
| 契約とりまとの機関名 | | |
| 支払代行機関名・番号 | | |



※検査機関は当組合ホームページからご覧いただけます。

◇特定健診・特定保健指導の実施率が高いと皆さんにもメリットが!?

共済組合を含む医療保険者は、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付しています。

特定健診・特定保健指導の実施率が高く（※）、各種保健事業等が効果的に実施できている医療保険者は、この支援金が減額され、財源率（掛金・負担金）が引き下げられることで、組合員の皆さんにもメリットがあります。

※実施率が低いと、ペナルティとして支援金が増額され、財源率が引き上げられる場合があります。



ジェネリック医薬品を利用しましょう

～医療費負担を軽減できます～



ジェネリック医薬品とは……？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。新たに開発された新薬は、一定期間、独占的に製造・販売ができるように特許により守られています。この特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分・効用で作られる後発薬がジェネリック医薬品です。

共済組合では、現在服用中の医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の軽減負担額等を「ジェネリック差額通知書」にて7月にお知らせします。

自己負担額の軽減になりますので、この機会にジェネリック医薬品を利用してみてはいかがでしょうか？